

平成 27 年 5 月 18 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520752

研究課題名(和文)室町幕府体制下の地方禅宗による「正統と実力」及び「中央と地方」の統合に関する研究

研究課題名(英文) Research on the integration of legitimacy and power and central and regional through regional Zen Buddhism under the Muromachi shogunate regime

研究代表者

斎藤 夏来 (SAITO, Natsuki)

岡山大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：20456627

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：「中央と地方」及び「正統と実力」の統合という、広い時代・地域の政治権力に共有され得る普遍的な課題について、南北朝・戦国の動乱を抱えた室町幕府の下ではどのような固有の動きが見られたのか、室町幕府の禅宗重視に着目して検討した。その結果、「地方」で「実力」を有した在地勢力は、将軍の任命を受けた地方禅宗寺院の住持の信徒となることで、自らの利害保護者として室町幕府を機能させたと解釈できる事例を検出した。彼ら在地勢力は、禅宗の信徒となることで、いわば室町幕府に付随する武士となることを志したのだとすれば、兵農分離の思想的な検討を再開する手がかりにもなると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In this study, we focused on the emphasis on Zen Buddhism by the Muromachi shogunate to study what unique actions were taken in relation to these issues under the Muromachi shogunate regime, which went through the tumultuous period of the Northern and Southern Courts and the period of the Warring States in Japan. As a result of our research, we found a case in which it can be interpreted that the local powers, which possessed "power" in a "regional" context, were able to take advantage of the Muromachi Shogunate to protect their own interests by becoming a disciple of the chief priest of the local Zen Buddhist temple, which held the shogun position under the regime. This finding that the local powers, if indeed they were trying to become a warrior of the Muromachi Shogunate by becoming an adherent of Zen Buddhism, can be a key to the resumption of the historical study of philosophical thought behind the separation of warriors and peasants.

研究分野：日本中世史・近世史

キーワード：五山制度 禅宗 室町幕府 室町武士 兵農分離

1. 研究開始当初の背景

武士と禅宗、というテーマの研究は、いくつか論証抜き的前提に基づき行われてきたと思われる。すなわち、武士といえば鎌倉武士で、そのなかでも実質的な最高権力者であった北条氏が先駆的に禅宗を信仰し、他の武士が追随した、という理解である。他方、五山制度を整備するなど禅宗重視を特徴とする室町幕府については、近年、寺社本所など荘園領主の権益を護持した政権だという理解が打ち出されつつある。室町幕府は武士の政権なのか、室町時代に鎌倉期や江戸期とは異なる「室町武士」はいたのか、武士とはそもそもどのような存在なのか、日本中世史、近世史、ないし東アジア史における日本史の個性すなわち武人政権論をめぐる根本的な発問などを念頭において研究を進めた。

2. 研究の目的

室町幕府が整備した五山制度に属する叢林は、全国規模で300余ヶ寺もの展開を示したと指摘されている。しかし、なぜそのような規模を有するにいたったのかといえば、中央の最高権力者の禅宗信仰に地方も追随したとか、禅僧たちの熱心な布教活動の成果であるとか、論証抜きの漠然とした解釈が克服されていない状態と考えられる。実際のところ、全国の叢林の展開を支えた具体的な要因とはどのようなものだったのか、高僧伝、寺院史、教団史などの立場をいったん離れて、できるだけ世俗的な史料を検出、収集し、五山制度の構築に寄せられた政治的、社会的、思想的な期待について、各地域の個別事情をふまえつつ、地域横断的に再構成・解釈することをめざした。

3. 研究の方法

第一に、今枝愛眞『中世禅宗史の研究』(東京大学出版会、1970年)で「日本の五山・十刹・諸山一覧表」として示された典拠史料、

歴史地名辞典類に示された全国の叢林に関する史料、各種研究文献に示された全国の叢林に関する史料をそれぞれ検出した。第二に、これら検出できた史料について、禅宗教団の関係者史料、教団外の室町期同時代史料、後世からみた寺誌・地誌史料、におおむね三分類した。第三に、これら三種類の史料のうち、とくに貴重と判断したものについて翻刻紹介するとともに、三種類の史料を組み合わせることで、叢林に寄せられた政治的、社会的な期待をある程度復元できる個別的事例について、論考にまとめた。

4. 研究成果

室町時代の五山制度ないし叢林に関する史料は、上記のとおり、禅宗教団の関係者史料、教団外の室町期同時代史料、後世からみた寺誌・地誌史料、におおむね三分類できるが、今回とくに重視したのは、教団外の室町期同時代史料の収集である。論考で紹介検討したものを除き、そのほか収集できた史料を以下にまとめて紹介し、今後の精密な検討に備えたい。なお、句読点等は適宜つけなおしたことがある。

(1) 中央から地方へ

全国的規模を有した室町幕府の先駆的な宗教政策として、五山制度に先立つ利生塔・安国寺の創設を挙げ得る。利生塔・安国寺の創設は、各地域の不安定要因となっていた關所地について、内乱による戦没者慰霊という正統性を掲げて、中央主導でその帰属を決定してしまおうという政策であったと考えられる。その関連史料の提示や論証は別途論考で試みたが、さらに以下に示す史料1~4も、こうした利生塔・安国寺政策の理解に資すると考える。

なお、史料2、3を収録する「高宮旧記」は、出雲国秋鹿郡秋鹿郷の「里民」が、天正10(1582)年10月に毛利氏に討滅された大野氏に対する「主君ノ旧恩」を慕い、同12

年に創建したという新八幡宮におそらく奉納されていた大野氏家譜で、東京大学史料編纂所が1893年(明治26)に「秋鹿郡秋鹿村内神社所蔵」の謄写本を作成している。史料2、3は大野氏歴代のうち「頼成」の項に掲出されており、「雲州意宇郡安国寺歴代之証文」によると記載されている。もとは出雲安国寺文書であったと考えられる。小川信の指摘(小川信『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、1980年、p444)によれば、史料2は、守護罷免後の佐々木導誉が「私的」に出雲を支配していた様子を示すとされる。

〔史料1〕(延文6、1361年)2月27日、淡路国守護細川氏春書下(九条家文書6-1768号)

東福寺自長老承候、都志郷百姓等逃失事、国方給主等非法依有条々、百姓等歎申目安状、安国寺自長老依有御口入、目安状内非法条々懸点、所免無相違者、可遂捕之由自東福寺承候、面々給主等相触百姓等、郷内可沙汰居也、若給主等中有違儀於輩者、所預置可召放也、此旨心得可被沙汰也、

(中略)

二月廿七日 氏春(花押)

近藤左衛門大夫入道殿

〔史料2〕貞治4年(1365)10月10日、佐々木導誉判物写(高宮旧記、東大史料謄写本)出雲国安国寺雑掌申、当国大野庄半分内三分一薩摩八郎跡事、大野治郎左衛門頼成押領云々 御寄進状季久遣之、莅彼所退押領人頼成、可沙汰付下地於雑掌也、若立還成違乱煩者、雖不被仰、馳向彼在所、可沙汰付之状如件

佐々木佐渡判官入道

貞治四年十月十日 判

豊嶋左衛門殿

〔史料3〕応安6年(1373)10月17日、足利義満判物(高宮旧記、東大史料謄写本)出雲国安国寺雑掌申、当国大野庄半分内三分一薩摩八郎跡事、大野治郎左衛門頼成濫妨之

間、去貞治五年打渡寺家之处、即例年立還押領之云々、為事实者招罪科歟、所詮全如元沙汰付下地於寺家雑掌、可被執進請取状、若有子細可被註進之状如件

義満判

応安六年十月十七日

五郎殿

〔史料4〕嘉慶2年(1388)2月、足利義満寄進状写(伊予安国寺文書、南北朝遺文中国四国編6-5129)

寄進 伊予安国寺

同国余戸庄并吉原郷地頭職、松崎浜等事右為当寺領、所令寄附之状如件

嘉慶二年二月廿八日

左大臣源朝臣

〔史料5〕応永4年(1397)10月18日、河野通之安堵状(預陽郡郷俚諺集、川内町誌p480)

伊予口余戸庄内、大野、森山先知行分所領之事、上方為御寄進、被成御教書上者、早自寺家御知行石(不)可有相違之状如件

応永四年十月十八日 河野六郎通之

(2)百姓から武士へ

鎌倉幕府権力を構成した地頭御家人ほぼ没落したのち、兵農分離によって江戸時代の武士の確定がめざされるまでの期間に、禅宗の主要な信徒層と想定されている「武士」は存在したのだろうか。守護や奉公衆などに任じられた上層の武士層は確かに存在したが、そのような武士たちが檀越であったと判明する叢林はごくわずかである。今回の研究では、幕府と世俗的な主従関係等をもたない名主百姓層であっても、叢林檀越となることで室町幕府につらなる「武士」となれたのではないか、ということをも、主として備中宝福寺末寺檀越群に即して検討し、論考として発表した。以下ではこのほか、室町期の名主百姓層を含む在地勢力と叢林との関連を考えるうえで手がかりとなる史料を選定し、編年提

示した。若干補足しておく、史料6は、土岐持益を押し込め一族成頼を擁立した斎藤利永の意図によるかと指摘されている史料（橋本雄『偽りの外交使節』吉川弘文館、2012年、p76）、史料7、9、10は、幕府奉公衆すら門徒として格下に従える（金龍静『一向一揆論』吉川弘文館、2004年、p96）など、名主百姓層から着実に「武士化」しつつあった加賀の在地勢力ともいえるべき本願寺門徒と、おそらく現地の荘園支配に関心を有する公家衆との間でみられた、加賀叢林の管轄をめぐる交渉を示す史料で、天皇に連なる勅願寺の方が将軍につらなる十刹諸山より格上だという通念に再考を迫る内容なども含む。史料8、12、13は各地域の叢林が在地勢力に独自の影響力を有していたことを示唆する史料で、とくに12については兵農分離に絡む検討があり（稲葉継陽『日本近世社会形成史論』校倉書房、2009年、p304-308）、13は「武士化」を志向した流通の担い手つまり商人的存在が叢林の檀越だった可能性を示す史料とも捉えられるかと思う。関東では、傑出した豪族と叢林との関係を示す史料は豊富に存在する一方で、名主百姓層と叢林との関連を示すような史料がなかなか見つからなかったが、史料11は、鎌倉公方発給文書などを含む叢林文書が家伝文書に移管されたことを示す史料であり、在地有力者の「武士化」を考えるうえで参考になるかと思う。いずれも比較的豊富な関連文書があり、今後の精密な検討を期待できる事例である。

〔史料6〕「世祖実録」2年（1456）3月甲申条
国王（義政）書曰（中略）吾邦東道一州曰濃、新創一寺曰承国、以為殖福之道場、切望就大邦獲大蔵経七千余卷、以資陋俗之目、足而增福長智、則 大王仁化（後略）

〔史料7〕「守光公記」永正12年（1515）5月2日条（大日本史料9-5p748）
行賢（業賢）来、此間令申伝灯寺綸旨事[]

申状相付之之間、則以局令披露之處勅許也、則向頭弁許、令申子細畢、即綸旨被書遣行賢云々

賀州伝灯寺可為山居十刹之旨、公方様（義材）越中仁御座之時申上、雖被成下御判、御帰洛已後依無山林十刹之例、彼御判物被召返訖、然間当寺儀可為勅願寺之由、被成下綸旨者忝存、可奉抽御祈禱之精誠状如件

永正十二年卯月七日 奉行金剛院周鳳

賀州伝灯寺事、勅願寺望申候由、内々存知者申上候、可然様預り申沙汰候者、於私可畏存候旨、可得御意候、恐惶謹言

卯月廿八日 政親判

広橋殿 参人々御中

〔史料8〕享禄2年（1529）8月12日、朝倉府中奉行人連署状（矢部宮秋家文書、福井県史資料編6中近世4p558）

当郷用水難得に付而、別印之河水可落下之由雖申候、彼四方依及違乱候、雖申事候、就令裁許候、領掌候、然者十ヶ日二壘度、壘日壘夜宛、別印四方用水之江を塞、可被落下之由、日円寺江申定候上者、於向後不可有相違之状如件

享禄弐 （印牧）美次（花押）

八月十二日 （青木）景康（花押）

月尾郷

百姓中

〔史料9〕「天文日記」天文7年（1538）10月11日条

先日申候河北郡伝灯寺花蔵院住持事、近年長屋番頭乱行之僧を申付住持させ候、雖然彼番頭退出候条、如先々住持職廻持申付候者、可為祝着之由申候間、申付候

〔史料10〕「天文日記」天文9年（1540）7月13日条

伝灯寺事度々示預之間、然者武家御下知見せ下之由候へ共、不持給候条、難及兎角之儀候へ共、余承事候間、彼寺へ上野一札下之由、申候、其文言に八、自寺被申候八、先年被准十刹、武家御寺事候間、二条殿可有御進止之

段、不及覚悟之由承候間、其心得二候処、大館予州出状之上者、可被成其御心得候、と書遣之、是八二条殿可為御進退と云心に非候、只依難辞仰也、彼御使権助はたご錢遣之

〔史料 11〕(天文 9 年、1540) 7 月 26 日 禅長寺顯材書状(岡本元朝家蔵文書 135、福島県史 7p246)

彼文代々相伝、特二芳叟秘蔵之事、存知之前二候、委被見分可為肝要候

態以彼使芳向、特二種々如書中到来、誠以不堪感謝而已、自何以所勞大概平復候歟、快然此事候、猶以能々可有養性候、老拙に候、無恙分不思議候、然者遂会顔度外無他候、仍彼古文此度進之候、大小六十五通一合二封緘、不可有無沙汰候、相残分心静ニ点檢、重而可相届進候、梅江二能々秘蔵之義、可有閑話候、彼使永々滞留無心元候、諸余令期後音不詳候、不宣頓首

初秋廿六日 顯材(花押)

於復 掬月軒几下印

(注)「別紙二、別筆ヲ以テ天文九年庚子七月晦日從岩城禅長寺代々之証文賜之時之御尊書也トアリ」

〔史料 12〕天文 13 年(1544) 12 月 27 日、讚岐守大村興景裁許状(「明法寺櫛文書」5 卷 7 号、福岡市教育委員会 1978 刊本)

就筑前国早良郡西山村山之口役之事、庄主大円寺用秀与新原・榊・警固・西山・曾賀部、彼五ヶ村衆申結子細令尋決之処、從五ヶ村聖福寺<湖心大和尚>尊札、同納所禅師<玄実壺通写案用秀裏判在之>并前郡代遠田石見守兼常両通仁、同前郡代神代武綱<裏判在之>等之以数通之支証、可為先例之由、愁訴之外無他事之、全非無其理歟、所詮為用秀者、可被守先例之旨事、法云道理云可為肝要之由、依申渡之、慥被分別、令落着畢、仍他郷他村之仁等、去明心之比令伐採之処、以兼常下知被停止之由、壺通明白也、到于今守此例、数十ヶ年無別儀之処、因与康下司職之時、猥被申付他郷仁等、企乱例之条、对聖福寺從五ヶ村遂

愁訴、与康下司職被改替、可守先例之由、对五ヶ村和尚有直書之上者、堅固可被停止之由、依申渡之、是亦用秀分別候者也、万一於此上、他郷之仁等令伐採者、從五ヶ村地下中可被相留事肝要候、仍下知如件

天文十三年十二月廿八日

讚岐守(大村興景・花押)

五ヶ村地下中

〔史料 13〕(天正 20 年、1592) 11 月 23 日 佐世元嘉書状(飯田氏文書并系図、岸田裕之『大名領国の政治と意識』吉川弘文館、2011 年、p411~412)

去廿三日之御状到来、得其意候

一從大寧寺御船板差出候分御漕之由、尤候、弥無御緩御肝煎肝要二候

一野島殿領分へも書状調下申候、此辻を以堅可申候(マ)仰付候

一豊西浦へ者福江罷居候て、浦送之儀、堅固申付候由、尤肝要二候

一石見浦水夫之儀、出入承候、誰々領分二罷居事にて候哉、又御公領にて候哉、重而可承候、何時も入候八ん時究可申付候、其時貴所へ書状可進之候、兼而仕置ニ加様なる事申付候へ八、兼而之理六ヶ敷候間、如此候、其御分別尤候

一兎八兵二去夏水夫米四百俵被渡置之由、心得申候、先日飯田左馬助差下候間、不相様御分別肝要二候

一從豊田郡御米三百三十俵御請取候由、可然候、其元御米之残米有たき飯左差下候間、御引合候而、重而可承候

一長福寺頓下申候、定於于今者可為着候、米壺斗二匁六十貝宛うり申候之由候、然者串匁二被仰付候て可給候、いかほと成共買可申候、又塩匁二も五百六百貝者被作せ候て、可被置候、猶追々可申承候、恐々謹言

十一月晦日 佐与三左

元嘉(花押影)

香積寺まいる貴報

(3) 展望

歴史研究の要は、「忘れ去られた挑戦」の再発見にある、と考えている。名主百姓層を含む在地勢力が、叢林の檀越となることで、室町幕府につらなる武士となる可能性を示した、という見通しが、仮に一定の妥当性を有するとすれば、次のような学術的、社会的な展望を描けるのではないかと考える。

第一に、学術面でいえば、東アジア史のなかで、なぜ日本史上の統治者のみ、武士という軍事的職能者がことさらに目立つのかという「特殊」論の前提から自由になり、鎌倉、江戸の狭間にある室町期には別の可能性が存在したことや、禅宗の没落との兼ね合いで兵農分離を思想的に捉えなおす必要性などが視野に入ってくると考える。

第二に、社会的な面でいえば、権力への参画とはつまるところ物資権益の分配ないし争奪にすぎず、「自足」を知る志ある人間は深入りしないものだという政治への忌避感を払拭し、今日深刻化しつつある投票率の低下やポピュリズムの横行など、民主主義社会の危機をめぐる諸問題を歴史的に再考し、忌避と批判との混同の結果というべき政治への無関心から脱却する手がかりを提供できないかと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

斎藤夏来、室町期荘園制下の在地勢力と五山制度、日本歴史、査読無、801号、2014、18-34

斎藤夏来、石見安国寺『国苑掌鑑』にみる五山制度の構築過程、岡山地方史研究、査読無、133号、2014、1-20

斎藤夏来、「<博物館を観る>大航海時代の戦国あいち展」評—「近世化」と「禅宗」の視角から、歴史の理論と教育、査読無、140・141合併号、2013、65-77

斎藤夏来、史料紹介「石見安国寺誌・国苑掌鑑」、岡山大学大学院教育学研究科研究集録、査読無、154号、2013、1-15

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/5192>

4

〔学会発表〕(計1件)

斎藤夏来、「大航海時代の戦国あいち展」評—「近世化」と禅宗の視角から—、大航海時代の戦国愛知研究会、2012年12月10日、愛知県立大学G705室

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

斎藤 夏来 (SAITO Natsuki)
岡山大学・大学院教育学研究科・准教授
研究者番号：20456627

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：